

(案)

令和 5 年 1 0 月 日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市廃棄物処理施設等審査会
会 長 佐野 泰之

豊田市廃棄物処理施設等審査会意見について

令和 5 年 4 月 5 日付けで株式会社相建から申請のあった産業廃棄物処理施設変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 2 第 3 項の規定により、生活環境の保全に関する意見を別紙のとおり提出します。

株式会社相建から提出された、産業廃棄物処理施設設置変更許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について、適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

記

- 1 騒音については、騒音レベルが現状より悪化しないよう、埋立作業に使用する機材及び車両の運転管理等を適正に行い、万一、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応すること。
- 2 拡張工事中及び埋立中について、粉じん飛散防止に努めるとともに、必要に応じて事業場内の散水や車両のタイヤ洗浄を行うこと。
- 3 廃棄物の埋立前の展開検査を徹底して行い、廃棄物への有機物付着又は混入が行われないよう適正処理に努めること。
- 4 浸透水の採取設備について適切な位置に設置をし、水質検査については、適正に行い、異状が認められた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じること。
- 5 施設の維持管理に関する情報等については、積極的な公開等を行い、地域住民の信頼を得るよう努めること。